

平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社テクノグローバル
代表者名 代表取締役社長 柏原 武利
問合せ先 企画部マネージャー 川崎立八
(TEL. 03-6861-7594)

新華ホールディングス・リミテッド株式（証券コード 9399）に対する公開買付けの結果
に関するお知らせ

株式会社テクノグローバル（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 3 月 2 日開催の取締役会において、新華ホールディングス・リミテッド（コード番号：9399、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 27 年 3 月 3 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 27 年 4 月 20 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社テクノグローバル
東京都中央区日本橋兜町 5-1

(2) 対象者の名称

新華ホールディングス・リミテッド

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-------------|----------|-------------|
| 219,082 (株) | — (株) | 219,082 (株) |

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（219,082 株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（219,082 株）を超える場

合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（5）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 27 年 3 月 3 日（火曜日）から平成 27 年 4 月 20 日（月曜日）まで（35 営業日）

② 対象会社の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、900 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（523,469 株）が買付予定数の上限（219,082 株）を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（平成 27 年 4 月 2 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 27 年 4 月 21 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表しました。

（3）買付け等を行った株券等の数

| 株券等種類 | 株式に換算した応募数 | 株式に換算した買付数 |
|---------|------------|------------|
| 株券 | 523,469 株 | 219,082 株 |
| 新株予約権証券 | 一株 | 一株 |

| | | |
|------------------|----------|----------|
| 新株予約権付社債券 | 一株 | 一株 |
| 株券等信託受益証券 () | 一株 | 一株 |
| 株券等預託証券 () | 一株 | 一株 |
| 合計 | 523,469株 | 219,082株 |
| (潜在株券等の数の合計) | 一株 | (一株) |

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

| | | |
|------------------------------|----------------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 190,401 個 | (買付け等前における株券等所有割合 7.62%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等前における株券等所有割合 0.00%) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 409,483 個 | (買付け等後における株券等所有割合 16.38%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 2,499,999.99 個 | |

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 27 年 3 月 31 日に提出した第 11 期有価証券報告書に記載された平成 26 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数を記載しています。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数 (523,469 株) が買付予定数の上限 (219,082 株) を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第 27 条の 13 第 4 項第 2 号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株 (あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 株未満の端数の部分がある場合は当該 1 株未満の端数) 減少させるものとししました。但

し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定しました。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

② 決済の開始日
平成27年4月27日(月曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛又は所在地宛に郵送します。
買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金することにより支払います(送金手数料がかかる場合があります。)

④ 株券等の返還方法
返還することが必要な株券等は、決済の開始日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成27年3月2日付けで公表した「新華ホールディングス・リミテッド(証券コード9399)の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社テクノグローバル 東京都中央区日本橋兜町5番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上